

< 【議長諮問事項4】 会派に属さない議員について >

◎会派に属さない議員の意見書案の発議の仕組みについて

会派に属さない議員が意見書の発議をするときには、事前に議員提出議案の要件を満たす賛成者（議員定数の1/12⇒定数28名の場合は提出者+賛成者2名以上）を確保した上で、議長に依頼する。

議長はその裁量においてこれを議会運営委員会に提示する。